

津市木造住宅耐震補強事業補助金

1. 補助事業

- ・補強工事

耐震補強工事補助事業（最高 100 万円）

➡ 耐震補強工事後の評点が 1.0 以上となるもの

準耐震補強工事補助事業（最高 30 万円）

➡ 耐震補強工事後の評点が 0.7 以上 1.0 未満となるもの

- ・リフォーム工事

リフォーム工事補助事業（最高 20 万円）

➡ 耐震補強工事と合わせて行い、かつ機能向上を目的とする工事で、施工者が県内に本店・支店・営業所を有する建設業者であるもの

※ 令和2年度以前に耐震補強計画事業補助金を受けている場合は、お問い合わせください。

2. 対象者

津市内の対象住宅の所有者

3. 対象住宅

次の①～⑦の全てに当てはまる住宅

- ① 耐震診断の結果が、評点 0.7 未満（倒壊する危険性が高い）であること
- ② 昭和56年5月31日以前に建てられた（着工された）木造住宅であること
- ③ 3階建て以下であること
- ④ 延べ床面積の過半が住宅の用に供されているもの
- ⑤ 在来軸組工法、伝統工法、枠組工法の住宅
- ⑥ 現に人が居住している又は居住が見込まれる住宅であること
- ⑦ 1ヘクタール当たり 10 戸以上の住宅が建て込んだ区域内であること

※1ヘクタール＝100m×100m

注意!!

New

賃貸住宅も含みます

- ・丸太組工法（ログハウス）、プレハブ工法、その他大臣等の特別な認定を受けた工法は除く。
 - ・①の耐震診断は、津市が行っている無料耐震診断（合併前 10 市町村での診断含む）、または有料で三重県木造住宅耐震促進協議会の耐震診断等を受けたものに限る。

4. 補助金の額

- (I) 耐震補強工事または、準耐震補強工事のみを行う場合 \Rightarrow 下記 A または B
- (II) 耐震補強工事と合わせてリフォーム工事を行う場合 \Rightarrow A + C
- (III) 準耐震補強工事と合わせてリフォーム工事を行う場合 \Rightarrow B + C

A. 耐震補強工事

補助金の額 = (ア) + (イ) (最高 100万円)

(ア) 補強工事費の3分の2 (最高50万円)

(イ) 補強工事費の5分の2 (最高50万円)

B. 準耐震補強工事

補助金の額 = 補強工事費の3分の2 (最高30万円)

C. リフォーム工事

補助金の額 = リフォーム工事費の3分の1 (最高20万円)

※補助金の額に 1,000 円未満の端数が生じる場合は、これを切り捨てた額となります。

5. 申請時に必要な書類

- (1) 申請書
- (2) 木造住宅耐震診断報告書（判定書含）の写し
- (3) 耐震補強計画判定書（補強計画図面、計算書）の写し
- (4) 耐震補強工事等に要する費用の見積書の写し
- (5) その他市長が必要と認めるもの
- (6) 補助金代理請求及び受領予定届出書（詳しくは別紙を参照してください。）

(4)については、耐震補強工事部分とリフォーム工事部分が明白に区分されている明細であること。
(6)については、補助金の受取りを工事業者に委任される場合のみ必要です。

6. 提出場所

都市計画部建築指導課

手続きの流れ

Step1 申請手続き

① 補助申請

申請書に必要事項を記入し、その他必要書類を添えて建築指導課へ提出して下さい。

② 交付決定の通知

市から「補助金等交付決定通知書」を郵送します。

③ 耐震補強工事の実施

交付決定通知後、契約をし、耐震補強工事を実施して下さい。

全ての施工箇所ごとに、工事前、工事中、完成時の写真を忘れずに撮って下さい。

※交付決定までに契約または工事に着手された場合、補助対象外になります。

Step2 工事の実施

④ 実績報告書の提出

工事が完了しましたら、実績報告期限内（交付決定通知書に記載）かつ完了後30日以内に実績報告書を建築指導課へ提出して下さい。

また、添付書類として、次のものが必要になります。

- 耐震補強工事およびリフォーム工事の契約書の写し
- 耐震補強工事およびリフォーム工事の領収書の写し

※補助金の受取りを工事業者に委任する場合は、工事代金から補助金額を除いた額の領収書等の写し

- 全ての施工箇所ごとの工事前、工事中、完成時の写真
(耐震補強工事、リフォーム工事のそれぞれで写真帳を作成してください。)
- 耐震性能の確認を証する書類(実績報告書裏面に確認者が自署又は記名押印したもの。確認者は、三重県木造住宅耐震促進協議会の会員等です。)
(実績報告書は「補助金等交付決定通知書」郵送時に同封します。)

Step3 実績手続き

⑤ 交付確定の通知

市から「補助金等交付確定通知書」を郵送します。

Step4 請求手続き

⑥ 補助金の請求

補助金の請求をして下さい。請求後20日程度で補助金を交付いたします。

※補助金の受取りを工事業者に委任される場合は、委任状が必要です。

(請求書及び委任状は「補助金等交付決定通知書」郵送時に同封します。)

補助金の代理請求及び受領制度とは

補助金申請者が受け取る予定の補助金を市から直接事業者へ交付する制度です。

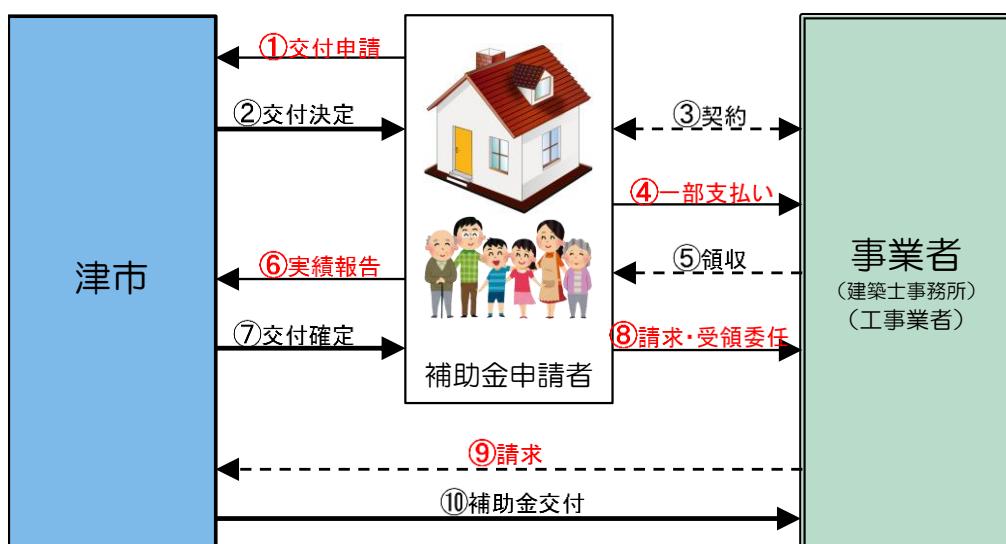
従来の市の補助金は、要した費用を事業者へ一旦全額支払っていただいてから、市が補助金申請者に補助金を交付するという制度でしたが、「補助金代理請求及び受領制度」を利用していただくことにより、**実際の費用と補助金との差額（自己負担額）のみ**を事業者に支払っていただけで済むようになります。

なお、補助金代理請求及び受領制度をご利用いただく際は、必ず事前に事業者の承諾を得ていただくようお願いいたします。

- 耐震補強工事費が300万円、リフォーム工事費が60万円で、要する費用が計360万円（補助金額計120万円）の場合



補助金代理請求及び受領の流れ



- ① 交付申請時に「補助金代理請求及び受領予定届出書」を提出
- ④ 補助金申請者は、要した費用から補助金額を除いた額を事業者に支払う
- ⑥ 補助金申請者は、要した費用から補助金額を除いた額の領収書の写しを提出する
- ⑧ 補助金申請者は、補助金の請求及び受領を事業者に委任する
- ⑨ 事業者は、申請者からの委任状を添えて、補助金を請求する

津市 都市計画部 建築指導課

〒514-8611 津市西丸之内23番1号

TEL: 059-229-3187 / FAX: 059-229-3336